

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【大規模な噴火が切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽石噴火の頻発 ・天仁天明クラスの噴火開始 	<p>左欄の現象がみられなくなるなど、観測データに活動低下が認められた場合には、必要に応じて火山噴火予知連絡会の検討結果も踏まえながら、火山活動を評価した上で総合的に判断</p>
5	<p>【融雪型火山泥流が切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積雪期に、先端が概ね1 kmを超える火砕流の発生 ・融雪型火山泥流が居住地域に到達 	<p>融雪型火山泥流の影響が居住地域に及んでいないことが確認された場合には、レベル3に引き下げる。居住地域に及んでいた場合には、影響範囲を把握した上で、警報の切り替えもしくはレベル3への引き下げを行う。</p>
4	<p>【大規模な噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽石噴火の発生 ・噴火継続中に山体内を震源とする有感地震多発 ・多量のマグマ上昇を示す顕著な地殻変動 <p>【融雪型火山泥流の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積雪期に、追分地震計南北成分で100 μm以上の爆発地震を伴い、かつ追分空振計で300Pa以上の空振を伴う噴火が発生 	<p>同上</p>
3	<p>【中噴火が切迫し、特別な防災対応が必要な状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山体浅部での急激な膨脹（地震急増を伴う） 傾斜計で山体浅部の急激な膨脹を示す傾斜変動が観測され、ほぼ同時にBH型地震の回数が急増 ・地震の急増（傾斜変動不明の場合） 石尊観測点のBH型地震回数が12時間で50回以上 <p>【中噴火の可能性、特別な防災対応が不要な状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明瞭な火映の発生 レベル2の状態強度2以上の火映を観測 ・ごく小規模な噴火が継続的に発生 ・火山活動の高まりを示す変化がみられる中で小噴火が発生 <p>【中噴火の発生、特別な防災対応が不要な状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中噴火の発生 	<p>左欄の現象が観測されなくなり、その他の観測データにも特段の異常が見られなくなって1日以内（ただし、特別な防災対応の必要がなくなってもレベル3は維持する）</p>
2	<p>【小噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴煙量の増加 二酸化硫黄放出量が増加し、500トン/日以上を継続的に観測、あるいは、日最大噴煙量が前1ヶ月平均で1.5を超える（ただし、噴煙観測日数が10日未満の場合は判定に使用しない） ・地震回数の増加 石尊観測点の地震回数が前1ヶ月間平均30回以上で、噴煙量、火口温度等の観測データに高まりが見られる ・マグマ蓄積に伴う山体の膨脹を示す地殻変動 GNSS観測などによって西山麓地下を中心としたゆっくりとした膨脹が観測され、噴煙量や地震活動などのデータに高まりが見られる。 ・ごく小規模な噴火が発生 ・次のいずれかの現象のうち複数の現象が発生 <ul style="list-style-type: none"> ・山麓の高感度カメラでのみ観測される微弱な火映または山頂火口内で顕著な温度上昇 ・微動回数の増加（日10回程度） ・T型地震の増加（日5回程度） ・噴煙量や地震回数の増加（上記基準に達しない程度） <p>【小噴火の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の高まりを示す変化がみられない中で小噴火が発生 	<p>左欄の現象が観測されなくなって概ね1ヶ月経過後</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を公表する。 ・特記なき限り、各項目でいずれかが該当した場合、そのレベルと判定し、該当した項目が複数のレベルとなる場合は最大値でレベルを判定する。 	

- 引き下げについては、その時点の各観測データに活動の高まりがみえる場合には引き下げを見送る。
- これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合は、それらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- 以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。